失敗例から学ぶ

法人なりの注意点

第7回

同族法人への貸付金はどのように清算するべきか

Q：同族法人への貸付金が相続財産になる？

横浜の地主である吉田一郎氏（77歳・仮名）は、法人名義で物件を建築する際は、手持ちの資金を法人の通帳に振り替える、という方法をとっていました。「代表取締役は自分だから問題ない」と、この方法を続け、法人の貸借対照表に積み上がった「役員借入金」は2億円に上ります。

吉田氏に相続が発生し、相続人が税理士に申告書の作成を依頼しました。すると、「この2億円は相続財産として計上しなければなりません」と言われることに。

事前に行うべき対策はあったのでしょうか？

ランドマーク税理士法人
清田 幸弘代表税理士

1962年神奈川県横浜市生まれ。自身が農家の出身。明治大学卒業後、横浜農協に9年勤務。資産税専門の会計事務所勤務後、1997年に独立。丸の内相続大学校主宰。

A：生前の内に清算していなければ、相続税の課税対象に。

同族法人は、多くの場合、資金繰りが芳しいものではありません。手元にある資金は役員給与として家族に分散させてしまい、赤字決算になるように調整されていることがほとんどです。

そのような同族法人が、不動産の購入などの大きな投資をするとき、役員からの借入金を頼りにする方も多くいます。この積み上がった借入金は、役員にとっては「貸付金」にあたるわけですから、すべて相続財産とみなされて、相続税の課税対象となる可能性があります。

このような「貸付金」は目には見えない相続財産であるだけに、非常に危険です。相続税の申告の段階になって気づかれることも多く、概算で検討していた納税計画を大きく狂わせる要因にもなります。そのため、相続が発生する前の段階で、きちんと清算されている必要があります。

一番望ましい方法は、家賃収入など、法人の本業で稼いだ資金から役員への返済にあてることです。しかし、そこまでキャッシュの潤沢な同族法人は少なく、現実的ではないかと思います。

実際のキャッシュの移動がなくても、会計処理で解決する方法もあります。例えば、毎年の個人・法人の決算で「債権放棄」・「債務免除」によって相殺していくというのが、一つのテクニックです。

この際、法人には「債務免除益」が計上されることになるので、赤字決算によって累積した「繰越欠損金」が十分にあるときを見計らって実行に移すのがよいでしょう。
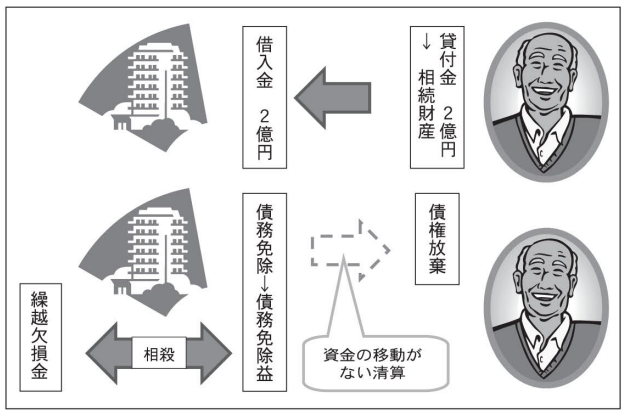
年々上昇していく空室率にも見られるように、資産管理法人の経営状態が深刻なものになっている方は少なくありません。これを一つの機会と見て、着実に相続税を少なくする方向に舵を切るのが合理的な選択となります。